

JIAMでは、2011年9月22日に「第3回京都大学公共政策大学院・JIAM連携セミナー」を開催しました。今号では、セミナーにおける増田寛也氏による基調講演とパネルディスカッションの内容を要約によりご紹介します。



基調講演「東日本大震災と地方自治」 (要約)

野村総合研究所顧問／元総務大臣／前岩手県知事
増田 寛也

はじめに

東日本大震災が発生して、今、地元では、復興とまではなかなかいかず、復旧段階と言ったほうがいいと思いますけれども、市町村を中心にして、様々なことが懸命に行われております。

一言で言うと、今、被災地では、まさにむき出しの地方自治の力が問われているような状況ではないかと思います。大震災によって市町村の力が無くなった状態で、住民の安否確認だとか、住民基本台帳を整理するとか、最初はそんなことすらまならなかったのですが、このごろになり、やっとそのあたりが少しずつ整い出してきました。住民の人たちの力によって、一定の秩序が出来上がってきています。先日、岩手県の大槌町おつちちょうでは、町長選挙と同時に町議会議員選挙も行われました。最初は、「こんなときに選挙をやってる場合か」という話などもあったようです。結局、「いや、そうじゃなくて、こういう時こそまちづくりについていろんな意見を入れなくてはいけない」ということで、困難な状況下で、住民の力によって新たな代表を選び出しました。

しかし、二元代表制といいながら、あちこちの地方議会が十分な力を発揮できていないということもあります。東日本大震災のようなことを経験すると、あらためて地方自治の原点そのものが問われてきますし、住民にとって身近なこととして見えやすくなってきます。大槌町の隣町には山田町がありますが、そちらもたいへんな打撃を受けました。町役場はすっかりやられてしまったので、書類をほと

んどなくしてしまいましたし、職員も大勢亡くなくなりました。ですが選挙で選ばれた町長がいたがゆえに、だいぶん時間がかかりましたが、大槌町よりはずっと早くまちづくりの方針を示すことができました。しかし、大槌町は町長が先日の選挙で選ばれてから、やっとまちづくりの方向が決まったところです。要は、住民の代表を選んでないとこれだけ差がついてくるということを目の当たりにしたのです。おそらく、これから選挙に臨む態度というのは、がらっと変わってくると思います。今回の震災を機に、いろいろなことが見えてきましたので、それらについてお話しいたします。

「戦後最大の危機」

「戦後最大の危機」というのは菅前総理が平成23年3月の記者会見で仰ったことですが、津波、原発、電力の損失——こちらの関西電力も今、非常に電力が足りないということが言われており、全国的な問題になってしまいました。そして、途方もない風評被害。いずれも、自治体がその中で相当な責務を果たして、この危機を乗り切っていかなければならないのです。

今回の震災を機に、自治体で、自分たちで何ができるのか。今まで地産地消という主には、農産物などの食料について考えられてきましたが、実は電力にまでそういう話が及んできます。市町村によっては、地形的に風力などの自前の電力を備えることは難しい地域もいっぱいありますが、これも一つの自治の進化ではないかと思います。いずれにしても、

市町村の役割の原点は、住民の生命、身体、財産を守ること。それが市町村の最大の役割だとあらためて確認されました。

政府・自治体の危機管理

それでは、政府・自治体の危機管理はどうだったか。中央のほうは、原発事故対応はまったく未経験でしたし、そのことでほとんど力をとられてしまったので、結局ほかのところには手が回らなかった。そのほか、対策本部が乱立もしました。これも反省として今後に生かしていかなければならないと思うのですが、問題は我々自治体のほうです。戸籍簿、住民基本台帳、課税台帳、契約書類などがすべて一切合切なくなり、市町村機能が完全になくなってしまうような市町村を出したことは最大の痛恨事で、決して今後あってはいけないことです。今日は市町村の方が大勢来ておられますが、もう一度自分自身の自治体の点検をしていただきたいと思います。

プラス面は、対口支援。これは3年前、中国の四川大地震のときに取られた方策であります。相手先の県や市町村とペアリングを決めること。震災直後から職員が入り、その職員が1週間、10日、あるいは2週間で入れ替わり、同じところからまた職員が派遣される。派遣元でいろいろ引き継ぎが行われ、どこでどうなっているということがきちんとわかっているの、新しく来た人もスムーズに仕事へ就くことができる。これを1年なり2年なり、今後ずっと続けていくような対口支援というやり方が、今回、市長会、町村会、あるいは知事会などのいわゆる自治体サイドの音頭で進められていきました。これはたいへんプラスの評価をしていいことだと思います。

もちろん、まだまだ人が足りない部分もありますし、今後もっといいやり方がないかどうか調べなければいけないと思いますが、離れたところの地域同士が、あらかじめこういうペアを決めておいて、すぐにそこの救援に入るようにしておくことが、これから非常に

重要になってきます。そのことによって自治体間の連帯、連携の意識がうんと高まりますし、すべてをフルセットで備えておくことはできなくても、平常時から異常時、緊急時に切り替わったときには、すぐに全国から支援が集まるといった体制をつくっておくことが、非常に重要だと思います。

大震災のときには、自治体としての基本的な能力が問われるわけです。それと、併せて大事なことは、やはり応用能力です。何が起きているかということは本当に千差万別で、地域ごとで変わってきますし、どうしたらいいかということをおらかじめ想定するのはほとんど難しいので、自治体の応用能力が大きく問われるのだと思います。残念ながら、そのあたりは今回非常に大きな反省材料が残ったと考えています。

今回の大震災の状況は、まさに「戦争状態」といいたいと思いますが、そのような状態であるにもかかわらず、上意下達や書類主義というのが、はびこっていたという事例が見受けられました。自動車を流されてしまった方で、代わりの自動車をなんとか手に入れた人たちがごく一部いましたが、車庫証明が必要だと言われ、取りに行ったところ、家も印鑑も全部流されているのに、警察署では「住民票と印鑑証明を持ってくるください」と言われるような、書類主義がはびこったりしました。医薬品についても、大震災の直後に、なんとか無事に残った病院で、医薬品がだいぶ足りなくなり、内陸、あるいは他県に薬があるということがわかって送ってもらおうとしたけれど、薬事法違反になるということで、あちこちにお伺いを立て、結局3月下旬まで時間が経ってしまったこともありました。

こういう応用能力的なところ。先ほど言いましたように、住民の生命、身体、財産を守るのが自治体の原点でありますから、そのためにはなんでもありで、平時の規制はいっさいないものと考えて、何かあったときは、その時点で腹をくくって対応すること。

そういった応用能力、それから住民の命を守
るということでの、ある種市町村職員の覚悟
が問われます。やはり、国のトップ、それか
ら県のトップの「現場の判断に任せる。その
代わり責任は全部取る」という姿勢がいちば
ん大事だと思いますが、この基礎的な能力、
プラス応用能力ということが大いに問われる
ということです。

今後の防災対策

「今後の防災対策」については、津波被害が
ないところも含めて全国で防災計画の見直し
が始まっていますが、人工の構造物で自然災
害を食い止めるということは難しいというこ
とが、特に津波の場合にははっきりしました。
ハード、ソフト対策、特に津波の場合には、
高台に逃げる、最後はそれしかないんだ
ということで、動いていただくしかないと思
います。

ここで一点だけ申し上げておきたいことが
あります。防災教育がたいへん重要だとい
うことです。これによって、自治体間で差が
出てくることがわかったのも、今回の教訓だ
と思います。岩手県の釜石市では、被災時刻
に学校にいた子どもたちは、一人も犠牲にな
りませんでした。

これは、ちょうど7～8年ぐらい前、私が
県知事3期目のとき、群馬大学の片田敏孝^{かた だ とし た か}さんという教授が、釜石に入られて、防災教育
を徹底されて、「とにかく自分たちの判断で高
台に逃げる」ということを繰り返し言ってく
ださったおかげです。子どもたちは、自分た
ちの判断で決められた避難所に逃げて、そこ
も危ないと思い、さらに二段上の所まで逃げ
ていたのです。「自分の身は自分たちの判断で
守らなければいけない」という防災教育の原
点——三陸沿岸では「津波でんでんこ」とい
いますが、「でんでばらばらに逃げろ」という
ことです。この地域は家族や、地域の共同体
のようなつながりが非常に強いところで、そ
れは震災直後に見られた助け合いの精神にあ

るのですが、ただ「津波の時だけは人のこと
を気遣わずに自分の身だけ守って逃げろ」と
いうことです。「自分の身は自分でしか守れな
い」という災害のときの考え方を、いかに行
動に移していくのか。その動機付けは、やは
り行政側のほうでやっていかなければいけま
せん。そのために、専門家の大学の先生に來
てもらって、いろいろと教育してもらうこと
が重要です。この防災教育のあり方をもう一
度見直していくことで、市町村によって非常
に大きな差が出てくると思います。

復興に向けての視点

先ほども言いましたとおり、まだまだ復旧
段階で、被災地は非常に厳しい状況でありま
すが、これから復興を考えていかなければな
りません。三陸地域や東北の復興はまさに市
町村が中心になって県と協力しながら、地元
中心にやっていかなければならない事柄だ
と思います。復旧以前の、人命救助や当初段階
については国の役割が非常に大きいと思いま
す。国でなければ、あのような直後の混乱は
収められないと思いますが、だんだんに地元
の人たちの考え方を、いかにその中へ入れて
いくのか。復興の段階で国主体から地元主体、
そして、そこに住民参加をいかにスムーズに
させていくのが大事なことだと思います。そ
のためには、どのような復興にするかとい
う視点を据えることが大事だと思うのです。

私は「世界に貢献する東北復興」という視
点が必要だと思います。今回の規模になると、
ただ単に国内だけを見て三陸地域をどう復興
させるかということでは済まない規模になっ
ています。いち東北の津波災害に対して、全
世界140か国、こう言っては申しわけないの
ですが、アフリカのたいへん小さな国からも日
本に対して義援金なり様々な支援が寄せられ
ています。そこにきちんと応えられるような
東北の復興でなければいけない。一方で、温
かい気持ちが寄せられていると同時に、厳し
い目も日本に注がれているわけです。日本は

世界に対して放射能汚染の加害者であり、かけがえのない全世界の共有財産である海洋を汚染水で汚してしまったということ、しかも周辺国への通告が事後的になってしまった。ですから、このことは日本がこれからもずっと負っていかなければいけない問題だと思います。東日本大震災直後の被災者たちの規律ある行動は、ニューオリンズのカトリーナ（ハリケーン・カトリーナ：Hurricane Katrina）のときに、あちこちで略奪、強盗、放火、便乗値上げなどが発生したことと比較して、「非常に規律ある行動」ということで称賛されました。それがやがて、避難所で住民発意の自治の形につながってきている。これは海外から来た特派員の人たちも、「非常に驚嘆すべきことだ」と報道したわけです。しかし一方で、全世界の共有財産である海洋に原発事故の汚染水を投棄せざるを得なかったことへの説明不足があって、「なんでだ」と。汚染水を「低レベルでそれほど危険性がない」と言っているのであれば、「なんで日本の山の中にそれをまかないのか」「日本国内で処理をしないのか」というのが世界からの見方だと思います。そういう人たちに対してもきちんと説明できる、貢献できるような、世界的な視点での東北復興を考えていかなければならないのです。

一方で、3.11の時点で医療にしても、介護にしても、漁業にしても、農業にしても様々な問題があった中で、医師不足の解消や今後の介護体制をこれからどう構築するか。3.11時点に戻しただけでは問題を何も解決したことになりませんので、これらの構造的問題に少なくとも答えが一つ、二つ入っているような復興にしなければいけません。

「絆、つながり、コミュニティを重視する」。これは防災都市の観点で、特に首都直下型の地震で危険性が叫ばれている東京、そしてこの関西でも必要なことです。今回の地震は千年に一度と言われていますが、このような地震が京都、大阪、滋賀、このあたりで起きたときに、防災に強い都市づくりをどのように

するのか。自然災害は止めることができないでしょうから、起きた後の対応をどうするか。やはり、いろんな意味でお互いに助け合うという、日本人の特質を通じて復旧・復興につなげていかなければいけないと思います。

あと、世界経済の動向、超円高、経済不安等々ございます。こういったことを含めて、東北は経済の復興が非常に難しいので、冷静に見れば、かなりの部分は、どうしても空洞化してしまうと考えざるを得ないと思います。水産業などは、単に元に戻すだけではなく、より強いものとしていくということ。それと同時に、公的資金にも限りがあるので、民間資金を活用した復興ということを考える。魅力的な投資先をつくるということは難しい部分があると思いますが、やはりそれをやらないといけないと思っております。

大槌町では、職員の4分の1が亡くなられたため、全国から応援に来ていただいた方々で不足分を補っていますが、この町は昔から他の市町村や、県との交流もあまり多くやっていたなくて、自前主義でやっていたところなのです。今回せっかく他から応援をもらっておきながら、窓口業務や簡単な業務だけをお願いして、中心のところは自前の職員でやろうとしているのです。私は、むしろ被災者の救助こそ、よく顔を見知っている人たちでないと安心感が出てこないと思いますが、それ以外は当面1～2年、あるいは2～3年続くかもしれませんが、県だとか、あるいは他市町村の職員の人たちに思い切って委ねる。県が代行するかたちでもいいし、他の市町村の人たちに代行してもらうかたちでもいいと思います。自前主義を捨てて、何をいちばん優先するかをよく考えてやったほうがいいのではないのでしょうか。被災者の救助、救援ということが最優先で、何もすべてを自分たちの生え抜きの職員で行うという意識は持つ必要はないと。市町村の職員をきちんと補充するのは相当時間がかかるわけですが、むしろこういうときに他の市町村の優れた方式を思い

切って大胆に学んでいくことも大事だと思うのです。

これからはまちづくりの関係で、市町村の役割が非常に大きくなってくると思いますし、むしろ役割を大きくすべきだと思います。自衛隊の方などが非常に活躍された、人命救助の段階、それから、復旧のある段階までが中央政府の役割であって、その後はお金、ノウハウ、人的な手当などでの後方支援に回っていくべきです。政府は何をするか、自治体は何をするか、民間は何をするか、そうしたことをもう一度再確認していくことが大事だと思います。

自治体の役割では、地方議会の役割が非常に問われるのです。地方は二元代表制をとって執行部だけが仕事をしているわけではなくて、議会ももう一方の主役なので、そこがもっと機能を発揮するようにしていこうとしていたわけですが、この震災であまりにも議会の影形が見えないのが残念なことであります。自治体の役割を担うのは執行部だけと捉えずに、これからまちづくりをしていくときに、執行部は人命救助でへとへとになってみんな疲れていますから、地域の代表者である議員が、地域ごとの意見をきちんとまとめて、どういうまちづくりをするかの中心になっていくべきだと思います。

克服すべき課題

今「克服すべき課題」としては、土地問題、二重ローン、国や電力会社の関係になります。エネルギー問題や福島の関係、復興財源、震災と地方議会。こういったことが挙げられます。最優先で何をしなければいけないか。二点挙げてみたいと思います。

一つは高台移転、高所移転。何も高いところの山を削って、そこにニュータウンを造る必要はないでしょうし、それは三陸地域に合いません。あまり自然破壊をすべきではないし、その財政的な余裕もありません。たまたま菅前総理がそういう例を出されたのですが、

今までもごく一部、過去の津波被害のときに高台移転が行われたところがあります。大船渡市の旧吉浜村というところは明治29年から昭和8年にかけて120戸が高台移転をしました。しかしそれは材木商をやっていた当時の村長がたいへんリーダーシップがあったのと、その材木を提供して家を建て替える、新しい家を建てるなどして、それでなんとか高台移転を実行したのです。

高台移転と言っても、最後は個人の自由ですから、無理をするわけにもいきません。しかしできるだけ集落ごとに集まるようなかたちで意見がまとまれば、再び被害を繰り返す前に、少なくとも住む所だけは高台のほうに移っていただくのがいいのではないかと。高台移転用地は今の土地より20メートル、30メートル上に、15戸か20戸ごとの集落単位で丹念に探していくと、移れるところがいろいろあります。全部移るのは無理ですし、話もまとまらないと思いますが、話がまとまった集落は、できれば住まいだけは移してほしい。仕事場は、水産業をやっている人たちに「高台のほうに」と言っても、これは難しいのですが、夜中に安心して寝られるように住まいだけは高台に移れるような条件整備をして、あとは地元で徹底的に話し合っていただくことがいいのではないかと。

そのときに、二つネックがあって、一つは津波で全部財産が流されているので、資産がない人たちに移っていただくのは負担が重すぎる。この高台移転をするためには、防災集団移転促進事業という補助事業がありますが、地元負担が多いので、ここはもっと地元負担が少ないかたちにする必要があります。

二つ目は、移った後の低い所の土地に、家を建てないようにすること。そのやり方をどうするかというのが大事なポイントで、30年、40年経つと、怖さが忘れられて、結局、家が建ち始めて元通りになってしまうことが問題です。なんらかの法律的な根拠によって建たないようにするためには、建築基準法による

二つのやり方があります。市町村で条例をつくるか、あるいは、県が2か月の間は建築を抑える規定もあって、どちらかを使って家を建てさせないようにすることが可能です。いずれにしても、所有権が非常に強い日本ではありますが、憲法にもきちんと書いてあるわけですから、正当な補償のもとで、公共の福祉に合致する目的で所有権を制限すればいけばいいのではないのでしょうか。それがこの津波被災地にできれば、全国のまちづくりでも同じようなことが可能になると思います。ただ、これは地元での話し合いが相当必要で、市町村長さんがどこまでそれをやれるのが問題です。市町村長だけだとどうしても潰されてしまいますし、国や県が応援しなければいけないと思います。

あとは買い上げて公共用地にすれば、家が建つことはないと思います。またその中間的なやり方とすると、小笠原諸島が日本にアメリカから返還された昭和43年に政府が特別法を何本かつくった中で特別の賃借権を規定したことが例になります。暫定措置法と、小笠原諸島振興開発特別措置法と、多分3本ぐらい法律がありますが、世界自然遺産に登録された小笠原諸島は、土地を公共のほうで使用する権利を設定し、自然を守り、家を建てさせないようにしました。旧島民に地代を正当な補償ということでお支払いすることが生活再建支援のようなかたちになっていますので、そういうやり方もあると思います。これは国の法律が一本要りますが、なんらかのかたちで高台移転をできるだけ地域で選択していただけるようにしたほうが、私はいいいと思います。確かに、高台移転の用地を見つけるのも難しいところがありますから、様々な建物の建て方の工夫等を行う。そして最後は、避難路を整備して、高台に逃げやすくする。その点に知恵を凝らすということだと思います。

仕事の創出も、失業手当が秋からぞくぞく切れるので、たいへん急がれます。そもそも仕事を新たにつくり出すのが非常に難しい地

域でもありますから、水産業を中心にできるだけ早く、元に戻せるものは元に戻していくことから始めていかなければならない。こういったことがうまくかみ合って、復興が少しずつでも早く進められるようにみんなで努力していくしかないと思います。

今後に向けて

「今後に向けて」ですが、復興庁の話が出ています。これは復興基本法で平成24年3月までにつくることになっていますが、国の実施機関が地方出先機関ごとに分かれていますので、これを一本化するようなかたちで現地に復興庁をつくる。言ってみれば、橋下徹さんがさかんに、「関西広域連合として国の出先機関の仕事を受け持つ」と言っていることを先取りするようなかたちです。もしつくるのであれば、このように地域に役立つ復興庁を現地につくること。これがたいへん重要であり、国の出先機関を地元が主体的に使っていくことができれば、関西広域連合が今やろうとしていることの応援にもなっていくだろうと思います。それから、県ごとに復興のビジョンができていますが、今こそ秋田、山形なども含めた東北全体のビジョンを大きくつくって世界に示し、これだけ支援をしていただいたことに対しても、きちんと応えていかなければならないと思います。

今言ったようなことが東日本大震災で問われることだと思います。一つ、最近の注目すべき動きは、第30次地方制度調査会が動き始めるということです。会長に西尾勝先生が就かれまして、前の片山大臣が退任をする直前に陣容が整いました。この地方制度調査会が分権の動きをコントロールする場として、また再開されることになっております。

もう国会は閉じてしまいましたが、総務省のほうで、前の通常国会に提出を予定していた地方自治法の改正法案というのがありました。結局、提出を断念してしまったのですが、その地方自治法の改正法案で新たに設けよう

としていたことを、地方制度調査会で議論することになっています。それは何かというと、一つは、住民投票です。財政的にも非常に大きな負担となる大規模施設の建設について住民投票にかけたらどうか。さらに、その投票結果に拘束力を持たせるような改正。住民投票を行うには条例をつくるわけですから、つくる・つくらないは任意なのですが、住民投票条例をいったんつくったら、その結果に拘束力を持たせるような改正です。

もう一つは、リコール投票です。最近もいくつかりコールが行われました。この必要署名数をもっと緩和して、リコールが成立しやすいようなかたちにして、首長や議会の議員に緊張感を持たせて、きちんと仕事をさせようということです。これまでは、あまりにもリコールのハードルが高かったのもっと低めようということです。リコール自体あることが決していいことではありませんが、国政との最大の違いとして、国の場合には国会議員を選ぶと、後はもう国会議員にお任せするしかないわけですが、地方自治の場合には住民が任期4年という期間を与えているにもかかわらず、「働きがおかしい」となれば、自分たちで署名を集めて、途中で引きずり下ろすことができるのです。それだけ住民の力を原点にしているのが地方自治であるということが、私は重要なのだと思うのです。いずれにしても、非常に大きな問題であるので、もっと議論が必要だということで、地方制度調査会でさらに議論することになっております。

震災では地方自治がまさに問われているのだと思います。地方自治の原点は住民。住民の皆さん方が、地域でどういうルールをつくっていくかということがスタート。そして、だんだん公的性質を帯びて、議会を設け、町長、市長あるいは知事を選んで、そこに執行権を与えて行政を行っていく。それを議会がチェックをする。こういう仕組みに発展してきたのは、もちろん明治時代から戦後に至るまでの間に革命的な変化がありますし、その間にア

メリカの地方自治の考え方が入ってきたことなど、いろいろ経緯はありました。それにしても住民がきちんと自分たちの代表者をコントロールするということでは、非常に意味のあることであります。しかし一方で、住民投票などがいちばん必要とされるのは、大規模施設なのかどうかという議論はあると思います。大規模施設よりも、もっと根元的な市町村合併のほうが、住民投票を義務づけることの意味があるのではないのでしょうか。

リコールにしても、住民の監視を強くすることは非常に重要だとは思いますが、まず議員として選ばれた人間がとことんきちんと働けるようにしていくことが非常に大事なのです。最近はややもすると、どうもポピュリズム的な動きが地方自治の中でも見え隠れしていて、首長さんが首長新党をつくって、「議会が邪魔だ」というと、そこを蹴散らすようなかたちで多数を握って、思いのままにするような動きがありやしないか。二代表制のもとで、選ばれた者がきちんと働けるような仕組みをつくっていくことが大事なのではないのでしょうか。自分たちの議会の招集権も知事や市長が持っているということが、果たしていいのかどうかといったこともありますし、議会のあり方についてまだまだ議論をしておいたほうがいいのではないかと思います。

住民投票というのは住民に○か×かで聞くことになりますので、例えば、大規模施設の件でも、「今は必要ないけれども、10年経つと必要になってくる」ということに対して、1回住民投票をやると、ずっとその結果が効力を持つようなかたちになり、十分に民意を反映できないのではないのでしょうか。その住民投票の前に、大規模施設建設の是非について、もしも、議会がきちんとチェックできないという問題意識があったのなら、それはいったい何故なのか。住民に財政状況を見えやすくするような仕組み、公会計制度の改革がもっと必要ではないかと思いますので、私自身は住民の投票権を一足飛びに拡大することには、

やや疑問も持っております。また、地方制度調査会では、大阪都構想や中京都構想などの、いわゆる大都市制度も議論の対象になっているので、非常に注目される場であります。西尾会長がどういうハンドリングをされるのか注目されます。

最後に、一括交付金の拡大の結論が12月までにでされます。一括交付金は、平成23年度から県を対象に実現されたわけですが、対象となっている補助金が投資的経費の一部で、今のところ大きなメリットはありません。それから難しいのは、配分基準をどうするのか。都道府県の場合には、だいたい毎年度、事業がならされるので、ある一定の方式で配ればそれほど大きな問題はありますが、市町村の場合には一括交付金でその配分基準をつくるのに、事業をやった年とやらない年では大きな差があるので、どこをとって市町村の交付金の配分基準にするか、なかなか難しいと思うのです。これをゆくゆくは投資的経費だけではなくて政策的な経費にまで広げることと、平成24年度予算の中では都道府県から市町村まで広げることが約束になっているので、市長会も町村会も、これからどうされるのか。当然のことながら、これから政府とも相当やりとりをしていかなければならない問題だと思います。

この一括交付金は、一見便利にはなりそうですが、国から見ると一括交付金にしたほうが額を減らしやすい。省庁が補助金を持っていると財務省もなかなか減らしづらいので、一括交付金化でまとめて省庁から切り離し、内閣府にもつてくると、減らそうと思えば減らしやすくなる。また、先ほどの配分基準が難しいこともありますので、一括交付金は少しは便利になるかもしれませんが、基本は税源移譲というかたちで、地方の税財政をきちんと措置し、また交付税を確保して財源調整していくというのが本筋であると思います。一括交付金化されても、すぐに配分が大きく変わることはないと思いますが、よく

よく注意をしておかれたほうがいいと思います。

平成23年度に2回にわたって地方分権一括法が成立しましたが、地方制度調査会の会長になられた西尾さんが、地方分権改革推進委員会の委員長代理をやっていたころの勧告の中に盛り込まれている、保育所の設置基準や様々な基準について自治体でいろいろ判断できる余地が広がったこと。それから、今まで県がやっていたものを市町村でやれるようにした部分もけっこうありますので、一括法による規定を十分に使って、できるだけ身の回りの生活を豊かにしていくということも大事ではないかと思います。

今回の震災と直接関係のないところの方が多と思いますが、いつ何時こういった自然災害、様々な緊急事態に直面するかわかりません。その時こそ、本当に一人ひとり自治の力が問われるし、今回の東日本大震災の復興でも、結局市町村や県、いわゆる行政がその中でやれる部分というのは本当に一握りだったのです。復旧・復興の基本は、住民力で左右されます。住民の皆さん方のやる気や士気をどうやって鼓舞していくかが、市町村のたいへん大事な役割だと思います。そういう意味で日ごろからの自治の力が問われているという点をぜひご理解いただきたいと思います。

地方分権全般については、地方制度調査会の動きは、非常に注目されるものであるということと、今後、大阪都構想がいろいろと話題になるのではないのでしょうか。この動きを注目したいと思っています。

講師略歴：

増田 寛也（ますだ・ひろや）

東京大学法学部卒業後、建設省入省。千葉県警察本部交通部交通指導課長、茨城県企画部鉄道交通課長、建設省河川局河川総務課企画官、同省建設経済局建設業課紛争調整官等を歴任。平成7年4月岩手県知事に当選、平成19年4月まで3期務める。平成19年8月～平成20年9月まで総務大臣を務める。平成21年4月から野村総合研究所顧問、東京大学公共政策大学院客員教授。著書に、『地域主権の近未来図』（朝日新書）、『「東北」共同体からの再生』（藤原書店）がある。